平成２１年（フ）第３７５号
北海道旭川市神居４条２丁目２番２号
債務者　太田美智子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０２号
北海道旭川市緑町19丁目2148番地の107
債務者　佐藤　昌利
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１３号
北海道富良野市東麻町３番７号
債務者　菊池　末男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１８号
北海道旭川市旭神２条２丁目８番３号　ＦＡＲＥＮ101
債務者　牧　　彩加（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１９号
北海道旭川市東光10条１丁目１番29号　エクセレント103号室
債務者　岡崎　奈々（旧姓鹿野）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２０号
北海道旭川市東光２条５丁目１番２号　スイートライフ206号室
債務者　齊藤ルミ子（旧姓岩山）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２１号
北海道旭川市永山２条１丁目３番５号
債務者　丹羽　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２３号
北海道空知郡上富良野町栄町１丁目４番33号
債務者　稲　　和子（旧姓東海林）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２６号
北海道旭川市神居２条12丁目１番５号　サンライズ神居201号
債務者　中田　　勲
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３０号
北海道上川郡鷹栖町北野西４条１丁目５番13号
債務者　安藤　道代
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３４号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿28番地48
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４７号
北海道旭川市豊岡14条７丁目１番13号
債務者　森山　ソメ
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１７号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目２番４－903号
債務者　相原　幸枝（旧姓堀之口）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９７号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目６番３号
債務者　藤田　茂人
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６号
神奈川県相模原市淵野辺本町３丁目８番14号
債務者　植松　智美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部